

御所市健康増進スポーツ施設の  
維持管理・運営業務に関する  
指定管理者基本協定書  
(案)

令和7年4月

御 所 市



# 目次

第1章 総則	1
第1条（本協定の目的）	1
第2条（指定管理者の指定の意義）	1
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第4条（信義誠実の原則）	1
第5条（用語の定義）	1
第6条（関係法令等の遵守）	2
第7条（届出等）	2
第8条（協定期間）	2
第2章 本業務の範囲と実施条件	2
第9条（本業務の範囲と実施条件）	2
第10条（業務内容の変更等）	3
第3章 本業務の実施	3
第11条（本業務の実施）	3
第12条（本施設の使用等）	3
第13条（開業準備）	3
第14条（再委託の禁止等）	3
第15条（本施設の改修等）	4
第16条（緊急時の対応）	4
第17条（苦情への対応）	4
第18条（文書等の保存）	4
第19条（情報管理）	5
第20条（情報公開）	5
第21条（環境への配慮）	5
第4章 物品の扱い	5
第22条（発注者による物品の貸与）	5
第23条（受注者による物品の購入等）	6
第5章 業務実施に係る甲の確認事項	6
第24条（業務計画書等の提出）	6
第25条（業務日報）	6
第26条（月別業務報告書）	6

第27条（四半期業務報告書）	7
第28条（事業報告書等の提出）	7
第29条（受注者によるセルフモニタリング）	8
第30条（発注者によるモニタリング）	8
第6章 指定管理料及び利用料金収入	8
第31条（指定管理料の支払い）	8
第32条（指定管理料の変更）	8
第33条（指定管理料の減額）	8
第34条（利用料金収入の取扱い）	9
第35条（利用料金の決定）	9
第36条（指定管理料の返納）	9
第37条（経理の区分）	9
第7章 損害賠償及び不可抗力等	9
第38条（損害賠償等）	9
第39条（第三者への賠償）	10
第40条（保険）	10
第41条（不可抗力発生時の対応）	10
第42条（不可抗力によって発生した費用等の負担）	10
第43条（不可抗力による一部の業務実施の免除）	10
第8章 指定期間の満了	11
第44条（業務の引継ぎ等）	11
第45条（原状回復義務）	11
第46条（物品の扱い）	11
第9章 指定の取消し等	11
第47条（発注者による指定の取消し等）	11
第48条（受注者による指定の取消しの申出）	12
第49条（不可抗力による指定の取消し）	12
第50条（指定期間終了時の取扱い）	12
第10章 その他	12
第51条（権利・義務の譲渡の禁止）	12
第52条（自主事業）	13
第53条（公共料金の支払い）	13
第54条（請求、通知等の様式）	13
第55条（帳簿類等の提出要求）	13

第56条（協定の変更） .....	14
第57条（解釈） .....	14
第58条（疑義についての協議） .....	14
第59条（裁判管轄） .....	14

別紙 1 個人情報取扱特記事項  
別紙 2 リスク分担表

## 御所市健康増進スポーツ施設の維持管理・運営業務に関する指定管理者基本協定書(案)

御所市【以下「甲」という。】と●●【以下「乙」という。】は、御所市健康増進スポーツ施設【以下「本施設」という。】の維持管理及び運営に関する業務について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、信義を重んじ互いに協力し、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「御所市健康増進スポーツ施設」とは敷地内全ての施設及び設備（環境保全を含む）のことをいう。
- (2) 「指定期間」とは、甲が乙を指定管理者として指定し、本施設の管理運営を行わせる期間をいう。
- (3) 「年度協定」とは、本協定に基づき甲、乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (4) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他、甲、乙の責めに帰すこ

とのできない事由をいう。ただし、施設利用者の増減は、不可抗力に含まないものとする。

- (5) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (6) 「募集要項」とは、御所市健康増進スポーツ施設（維持管理・運営業務）募集要項のことをいう。
- (7) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料及びそれらに係る質問回答のことをいう。

（関係法令等の遵守）

第6条 乙は、本施設の維持管理・運営業務にあたっては、本協定及び次に掲げる関係法令のほか、「御所市健康増進スポーツ施設（維持管理・運営業務）要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に定める関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
  - (2) 御所市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御所市条例第1号）
  - (3) 御所市健康増進スポーツ施設条例（令和5年御所市条例第1号）及び同条例施行規則（整備予定）
  - (4) 御所市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年御所市条例第2号）
  - (5) 御所市情報公開条例（平成13年御所市条例第8号）
- 2 指定期間中に前項に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を遵守しなければならない。

（届出等）

第7条 乙は、本施設の管理における管理責任者を定め、書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 乙は、団体の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（協定期間）

第8条 本協定の期間は、協定成立日から指定期間の終了日である令和20年9月末日までとする。

## 第2章 本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲と実施条件）

第9条 乙が行う本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 御所市健康増進スポーツ施設条例（令和5年3月条例第1号）第3条に規定する事項に関する事
- (2) 募集要項及び業務水準書に規定する事項に関する事

(3) その他甲が定める業務

2 前項各号に掲げる業務の詳細は甲と乙の協議により別に定めるものとする。

(業務内容の変更等)

第10条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前条で定める本業務の範囲及び実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は実施条件の変更については、前項の協議において決定するものとする。

### 第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第11条 乙は、本協定、年度協定のほか、第24条の規定に従い提出する業務計画書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定及び業務計画書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本協定が優先するものとする。

(本施設の使用等)

第12条 甲は、乙が本業務の実施のために必要とする本施設について、無償で使用させることを承諾するものとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって本施設を使用しなければならない。

3 乙は、本施設について、その設置目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ本業務以外の用に供することについて甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(開業準備)

第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(再委託の禁止等)

第14条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

- 3 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合には、すべて乙の責任において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、乙が負担するものとする。
- 4 乙が、本業務の一部を、甲の承諾を得て第三者に委託し又は請け負わせる場合、乙は本協定の内容を当該第三者に遵守させなければならない。

(本施設の改修等)

- 第15条 本施設の修繕、改修、改造、増築、移設については、以下の各項に従うものとし、以下の各項に定めのない事項については、原則として甲が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 乙は、本施設の改修、改造、増築又は移設を行おうとする場合、事前に甲の許可を得なければならない。
  - 3 本施設の修繕については、年間5,000千円(税別)として計上し、甲は、この金額を維持管理業務に係るサービス対価の一部として、毎年度支払うものとする。
  - 4 年間5,000千円(税別)以上の修繕であっても、緊急を要する場合は乙があらかじめ示す指定管理料により乙の責任において実施するものとする。この場合において甲と乙は協議の上、実施するものとする。
  - 5 前2項及び第22条第4項に規定する乙が負担する修繕に係る経費については、あらかじめ年度当初に乙に年間5,000千円(税別)を指定管理料の一部として支払い、実績報告に基づき各年度末で精算を行う。精算の結果、差額が生じた場合は、甲へ返還するものとする。

(緊急時の対応)

- 第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を報告しなければならない。
- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

(苦情への対応)

- 第17条 乙は、利用者等から苦情を受けた場合には、速やかに必要な措置を講じ、記録するとともに、甲に対して苦情内容を報告しなければならない。
- 2 前項の苦情を受けた場合、乙は甲と協力して原因調査にあたるものとする。

(文書等の保存)

- 第18条 乙は、本業務を実施するにあたり作成し、又は取得した文書及び図画並びに電磁的記録(電子式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)については、御所市文書取扱規程(平成19年訓令甲第3号)に準じて保存するものとする。

(情報管理)

第19条 乙又は本業務に従事する者（乙が本業務の一部を委託した者又はこれに準ずる者を含む。）は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、本業務の実施によって知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(情報公開)

第20条 乙は、御所市情報公開条例（平成13年条例第8号）の規定に基づき、本施設の管理運営に関する文書や情報の公開の請求があった場合には、甲に確認したうえで、保有する文書や情報の積極的な公開に努めなければならない。

(環境への配慮)

第21条 乙は、本業務を行うにあたっては、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理及び環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達に努めるものとする。

## 第4章 物品の扱い

(発注者による物品の貸与)

第22条 甲は、別紙●「物品リスト」のⅠ、Ⅱに示す物品（以下「物品（Ⅰ種、Ⅱ種）」という。）を、無償で乙に貸与するものとする。

2 乙は、指定期間中、物品（Ⅰ種、Ⅱ種）について管理台帳を備えて適正に管理し、常に良好な状態に保つものとする。

3 乙は、物品（Ⅰ種、Ⅱ種）を本業務実施のためにのみ利用するものとし、本業務の実施以外の目的で物品（Ⅰ種、Ⅱ種）を本施設の外部に持ち出し、第三者に物品（Ⅰ種、Ⅱ種）に係る権利を譲渡し、若しくは貸与し、又は物品（Ⅰ種、Ⅱ種）の形質を変更してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

4 物品（Ⅰ種、Ⅱ種）の修繕等に要する費用については、あらかじめ示す指定管理料により賄うものとする。

5 物品（Ⅰ種、Ⅱ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、速やかに甲に報告し、物品（Ⅰ種）については甲は使用不適の処理を行う。代替となる物品（Ⅰ種）は甲が購入し、その所有権は甲に帰属する。

6 乙は、物品（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理料の範囲内で、甲と協議の上、乙が購入する。物品（Ⅱ種）については、甲に帰属するものとする。

7 乙は、故意又は過失により物品（Ⅰ種、Ⅱ種）を毀損滅失したときは、速やかに甲に報告し、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

（受注者による物品の購入等）

第23条 乙は、乙の任意により自己の費用及び責任にて、物品（Ⅰ種）及び物品（Ⅱ種）以外の物品（以下「物品（Ⅲ種）」という。）を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。物品（Ⅲ種）については、乙に帰属するものとする。

2 乙は、物品（Ⅲ種）について、帰属別に管理台帳を備えて管理するものとする。

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（業務計画書等の提出）

第24条 乙は、指定期間における事業年度ごとに、当該各年度の前の年度の2月末日までに甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。ただし、最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については本市との協議により期日を決定し提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された業務計画書について、必要があると認めるときは、その変更について乙と協議することができる。

3 乙は、甲に提出した業務計画書を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（業務日報）

第25条 乙は、本業務に関し、次の各号に示す事項を記載した業務日報を作成し、本業務の実施状況を常に把握しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況（自主事業を含む）
- (2) 本施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 本施設の管理運営に係る収支状況
- (5) 利用者からの苦情、要望、意見及びそれに対する対応状況

2 甲は、必要に応じて、乙に前項の業務日報の提出又は本業務全般に関する実施状況を確認できるとともに、乙からの報告を求めることができる。

（月別業務報告書）

第26条 乙は、業務日報等に基づき、月ごとの業務報告書（月別業務報告書）を作成し、翌月10日開庁日以内に甲に提出及び報告し、本業務の実施状況の確認を受けなければならない。記載する事項は次の各号に示す事項とする。

- (1) 指定管理業務の実施状況（自主事業を含む）
- (2) 本施設の利用状況

- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 本施設の管理運営に係る収支状況

2 甲は、乙による本業務の実施状況を確認することを目的として、随時本施設に立入り、本業務の実施状況や収支状況等について説明を求めることができる。

(四半期業務報告書)

第27条 乙は、四半期ごとの業務報告書（四半期業務報告書）を作成し、翌月10日以内に甲に提出及び報告し、本業務の実施状況の確認を受けなければならない。記載する事項は次の各号に示す事項とする。

- (1) 指定管理業務の実施状況
- (2) 本施設の利用状況
- (3) 利用料金の収支実績
- (4) 本施設の管理運営に係る収支状況
- (5) 利用者アンケート結果
- (6) 自己評価

(事業報告書等の提出)

第28条 乙は、毎年度終了後30日以内に本業務の実績や収支に関する事業報告書を甲に提出し、検査を受けなければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者業務の実施状況
- (2) 本施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 本施設の管理運営に係る収支状況
- (5) 利用者意見結果
- (6) 自己事業評価

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して説明を求めることができるものとする。

4 甲は、事業報告書等に基づき、乙が適正かつ確実なサービスを提供したかどうかについて評価し、これを公表するものとする。

5 乙は、毎年度終了後、速やかに指定管理業務完了報告書を甲に提出し、本業務の確認を受けなければならない。

6 乙は、年度の中途において指定の取り消しがなされ、又は年度の末日を含む期間の本業務の全部の停止を命じられたときは、指定の取り消しがなされた日又は本業務の全部の停止を命じられた日までの間の事業報告書を30日以内に作成し、甲に提出しなければならない。

(受注者によるセルフモニタリング)

第29条 乙は、要求水準を満たす本業務の提供がなされていることを確認するために、甲が策定する「モニタリングに関するガイドライン」に基づき、セルフモニタリングを行うものとする。

(発注者によるモニタリング)

第30条 甲は、自らの費用負担において、乙が行う本業務の実施状況及び施設の管理状況を確認するために、甲が策定する「モニタリングに関するガイドライン」に基づき、甲又は第三者をして、モニタリングを行うものとする。

2 乙は、甲が行うモニタリングに最大限協力しなければならない。

3 甲は、第1項に規定するモニタリングの結果、乙の業務が要求水準を客観的に満たさないことが判明した場合、乙に対して必要な措置をとるよう改善勧告を行うことができる。

4 乙は、甲から改善の勧告があった場合は、甲と協議の上、ただちに必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 指定管理料及び利用料金収入

(指定管理料の支払い)

第31条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に支払う指定管理料の額、支払方法及び精算などに係る詳細については、別途締結する年度協定に定めるものとする。

3 前項の規定により定めた指定管理料の額は、特別な事情があると認められる場合を除き、本業務に要した経費、利用料金収入及びその他の収入に増減があっても、増額又は減額しないものとする。

(指定管理料の変更)

第32条 甲又は乙は、指定期間中に第10条に定める業務内容の変更等により、当初合意された指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。協議により合意に至らなかった場合には、甲が合理的な金額を定めるものとする。

(指定管理料の減額)

第33条 甲が第30条第3項の改善の勧告をした場合に、乙が必要な措置を講じなかったと判断したときは、甲は減額決定を行い、乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の減額決定の通知後、乙に支払う指定管理料から当該額を減額することとする。

(利用料金収入の取扱い)

第34条 乙は、本施設に係る利用料等を当該乙の収入として取り扱うものとする。

(利用料金の決定)

第35条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

(指定管理料の返納)

第36条 甲から乙に支払われた指定管理料のうち年度協定に規定する精算により過払いが生じた場合、乙は甲の指定する期日までに過払い相当額を甲に返納しなければならない。

2 乙は、第47条から第49条による指定の取消し又は本業務の停止その他の理由により、事業計画に掲げる事業の全部又は一部を実施しなかったときで、既に指定管理料が支払われている場合は、甲の指定する期日までに未実施分に相当する額を甲に返納するとともに、管理していた期間分の事業報告書を提出しなければならない。

3 乙は、前2項の過払金を甲の指定する期日までに返納しないときは、未返納金額に対して指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した延滞金を付して返納しなければならない。

(経理の区分)

第37条 乙は、指定管理料、利用料金収入及びその他の収入について、本業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して適切な運用を図るものとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 損害賠償及び不可抗力等

(損害賠償等)

第38条 乙は、本業務の実施にあたり、故意又は過失により本施設を損傷し、又は滅失したときは、ただちに甲にその旨を報告するとともに、原状回復し、若しくは代品を納め、又はそれによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

2 乙は、本協定に違反し、又は一方的に協定を破棄して甲に損害を与えたときは、甲の指示に従い、損害を賠償しなければならない。

3 リスク分担の基本的な考え方は、別紙2によるものとする。このほか、甲が特別な事情があると認めたときは、甲と乙の協議の上決定する。

(第三者への賠償)

第39条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第40条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は次のとおりとする。

(1) 火災保険

- 2 本業務の実施に当たり、乙が付保しなければならない保険は次のとおりとする。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第41条 不可抗力が発生した場合、乙は不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第42条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合、乙はその内容や程度の詳細を甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで甲と乙の協議を行い、不可抗力の該当性等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については乙が負担するものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第43条 第42条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなると認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議のうえ、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第44条 乙は、指定期間の満了及び本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第45条 乙は、指定期間の満了及び本協定の終了までに、指定開始日を基準として本施設を原状に回復し、甲に対して本施設を明け渡さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、甲が認めた場合には、乙は本施設の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して本施設を明け渡すことができるものとする。

3 甲は、前項に掲げる場合を除き、乙が第1項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を乙に請求することができる。

(物品の扱い)

第46条 乙は、指定期間が満了し、又は第47条の規定による指定の取り消しがなされたときの物品（Ⅰ種、Ⅱ種）の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 物品（Ⅰ種）及び物品（Ⅱ種）については、乙は、甲に返還しなければならない。

(2) 物品（Ⅲ種）については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

## 第9章 指定の取消し等

(発注者による指定の取消し等)

第47条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙が甲の指示に従わないとき

(2) 乙が本業務を継続することに重大な支障が生じる又は生じる恐れがあると甲が認めるとき

(3) 乙が関係法令、条例、規則、本協定又は年度協定に違反したとき

(4) 甲が募集時に示した欠格事由に乙が該当することとなったとき、又は甲が募集時に示した応募資格を乙が失うこととなったとき

(5) 乙が、「暴力団排除に関する合意書」に規定する排除対象法人等に該当すると認められたとき

- (6) 前5号に規定するもののほか、乙の責めに帰すべき事由により、本業務を継続することが適当でないとき
- 2 甲は、前項の規定により指定の取消しを行おうとするときは、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定取消しの理由
  - (2) 指定取消しの要否
  - (3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
  - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により、指定の取消し又は本業務の全部若しくは一部を停止したことにより生じた乙の損害については、甲はその損害の責めを負わないものとする。

(受注者による指定の取消しの申出)

- 第48条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。
- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき
  - (2) 甲の責めに帰すべき事由により、乙が損害又は損失を被ったとき
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第49条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと甲が判断した場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、乙が負担するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

- 第50条 第44条から第46条までの規定は、第47条から第49条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はこの限りではない。

## 第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第51条 乙は、本協定により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(自主事業)

第52条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して毎年度第24条に定める業務計画書中で自主事業実施計画を提案し、事前に甲の承諾を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 乙は、年度の中途において、前項に規定する自主事業実施計画書に記されていない自主事業を実施しようとする場合、別途自主事業実施協議書を甲に提出し、事前に甲の承諾を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

4 甲と乙は、自主事業を実施するにあたって、自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(公共料金の支払い)

第53条 本施設の管理運営上必要となる電気料金、上・下水道料金、ガス料金（以下「公共料金」という。）の負担については次の各号の規定によるものとする。

(1) 電気料金は、●年●月の検針日の測定による料金までは甲が負担し、その後から●年●月の検針日の測定による料金までは乙の負担とする。

(2) 上・下水道料金は、●年●月以降最初の検針が可能な日までの料金は甲が負担し、●年●月以降最初の検針が可能な日分までは、乙の負担とする。

(3) ガス料金は、●年●月の検針日の測定による料金までは甲が負担し、その後から●年●月の検針日の測定による料金までは乙の負担とする。

2 前項に規定する乙が負担する公共料金については、実績報告に基づき各年度末で精算を行う。年度協定における費用を下回る場合には、その差額を甲に返還するものとする。消費税及び地方消費税の税率変更に係る見直し税率変更があった場合は、甲と協議の上、指定管理料の見直しを行うとともに、施設利用料の見直しがあった場合は、甲と協議の上、指定管理料を見直すこととする。

(請求、通知等の様式)

第54条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(帳簿類等の提出要求)

第55条 甲は、監査委員等が甲の事務を監査するために必要があると認める場合には、乙に対して帳簿書類その他の記録の提出及び当該監査への関係者の出席を求めることができ、乙はこれに応じなければならない。

(協定の変更)

第56条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第57条 甲が本協定の規定に基づき、書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第58条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第59条 本協定について甲乙間に争いが生じた場合は、奈良地方裁判所葛城支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書を甲及び乙(参加企業すべて)各1通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲  
住 所 奈良県御所市 1 番地の 3  
氏 名 御所市  
代表者 御所市長 山田秀士 印

乙  
住 所  
商 号  
氏 名 印

==以下余白==

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本協定による管理業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本協定による管理業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、本協定による管理業務を行うために個人情報を収集するときは、当該管理業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、本協定による管理業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本協定による管理業務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、本協定による管理業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、本協定による個人情報を取り扱う管理業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、本協定による管理業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間が満了し、又は指定が取り消された後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、本協定による管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙が本協定による管理業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

## 市と指定管理者のリスク分担

○：主負担 △：従分担

区分	リスク項目	リスク内容	負担	
			本市	指定管理者
共通	応募資料等の誤り	応募資料等の誤りに関するリスク	○	-
	協定書締結リスク	本市の責に帰すべき事由により業務協定書が結べないリスク	○	△※1
		指定管理者の責に帰すべき事由により業務協定書が結べないリスク	-	○
	政策リスク	政治上の理由ないし政策変更により、業務内容が変更ないし中止となるリスク	○	-
	法令等変更リスク（税制度変更含む）	本業務に直接関係する法令等の新設・変更起因するリスク	○	-
		指定管理者の利益に課される税制度の新設・変更起因するリスク（法人税率の変更等）	-	○
		上記以外の税制度の新設・変更起因するリスク	○	-
	許認可取得リスク	本市の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク	○	-
		指定管理者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク	-	○
	住民対応リスク	本施設の整備に関する住民反対運動等に起因するリスク	○	-
		指定管理者が行う業務に起因するリスク	-	○
	第三者賠償リスク	本市の責による業務期間中の事故に起因するリスク	○	-
		指定管理者の責による業務期間中の事故に起因するリスク	-	○
	環境影響リスク	本市が行う業務に起因する周辺環境の悪化リスク	○	-
		指定管理者が行う業務に起因する周辺環境の悪化リスク	-	○
	不可抗力リスク	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動等、本市又は指定管理者のいずれの責にも期すことのできない自然的又は人為的現象に起因するリスク	○	△※2
物価変動リスク	運営・維持管理期間中の物価変動リスク	○	△※3	
業務の中止・遅延リスク	本市の指示、議会の不承認、本市の債務不履行等、本市の責に帰すべき事由による業務の中止・遅延リスク	○	-	
	指定管理者の債務不履行、業務放棄、破綻等、指定管理者の責に帰すべき事由による業務の中止・遅延リスク	-	○	

区分	リスク項目	リスク内容	負担	
			本市	指定管理者
共通	要求水準未達リスク	指定管理者の責に帰すべき事由による要求水準未達成リスク	-	○
	要求水準変更リスク	本市の責に帰すべき事由による要求水準変更リスク	○	-
		指定管理者の責に帰すべき事由による要求水準変更リスク	-	○
運営・維持管理段階	経営リスク	施設の経営に関するリスク	-	○
	金利変動リスク	金利の変動に伴う経費の増加	-	○
	資金調達リスク	経費の支払遅延（本市→指定管理者）によって生じるリスク	○	-
		経費の支払遅延（指定管理者→業者）によって生じるリスク	-	○
	収益施設の需要リスク	施設利用者数の変動による収入の増減に関するリスク	△※4	○
	施設劣化リスク	指定管理者の責に帰すべき事由（適切な維持管理業務を怠ったこと等）による施設の劣化に関するリスク	-	○
	施設損傷リスク	本市の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するリスク	○	-
		指定管理者の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するリスク	-	○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）	-	○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	-
光熱費変動リスク	施設利用者数の変動による光熱水費の増減に関するリスク	△※5	○	
技術革新リスク	技術革新に伴う施設・設備の陳腐化リスク	-	○	
業務終了	移管手続リスク	指定管理者の責に帰すべき事由による協定終了時の移管手続、業務引継及び指定管理者側の精算手続に要する費用の増大に関するリスク	-	○

※1：指定管理者は既に支出した金額を負担。

※2：指定管理者は一定の範囲もしくは一定の額を負担。

※3：一定の範囲内の物価変動は指定管理者負担。

※4：指定管理料に施設利用者からの利用料金等（＝収入）を合算して運営費をまかなう仕組みとしているが、社会情勢の変化が要因で収入が激減し、業務の安定性及び継続性に影響が及ぶ場合には、本市及び指定管理者が協議のうえ、本市が一定額を負担する可能性もある。

※5：施設利用者からの利用料金で光熱水費の物価変動及び社会情勢の変化に伴う増加が見込まれ、その費用をまかなうことができず、業務の安定性及び継続性に影

響が及ぶ場合には、本市及び指定管理者が協議のうえ、本市が一定額を負担または実費精算する可能性もある。

※6：上記にあてはまらない事項については、その都度協議を行うこととする。